北本市ふるさと納税を核とした地域活性化業務募集について(実施要領)

1 業務名

北本市ふるさと納税を核とした地域活性化業務

2 目的

新型コロナウイルスの影響で市場環境の良くない状況が続く中、地域に根差した事業者を応援する一つのツールとして、ふるさと納税制度を活用し重点的に取り組んでいく事が、地域活性化にとって重要であり、また、ふるさと納税制度の本来的な目的である寄附者の地域愛を醸成し、更なる寄附へとつなげることで、地域事業者や地域プレーヤーを育てる好循環のサイクルを構築することが可能とされており、今後はこのふるさと納税制度を活用した地域活性化のサイクルをいかに持続させていくかが課題となっています。

この現状を踏まえ、ふるさと納税制度を通じて ①新型コロナウイルス感染症感染予防による外出自粛等の影響により落ち込んでいる地域経済の立て直し ②市の知名度の向上・地域愛醸成 ③持続的な地域活性化体制の構築 を実施し、地域を活性化させることを本業務の目的としています。

3 業務内容

北本市ふるさと納税を核とした地域活性化業務委託仕様書によります。

4 契約期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

5 業務想定金額

上限 8,516 千円 (税込み) とします。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、見積比較において使用するものであり、企画内容の規模を示すためのものであることを留意願います。

※参考見積書の金額が業務想定金額を超過した場合は失格とします。

6 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定します。

7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされ

ている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手 続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている ものを除く。

- (3) 企画提案書の提出期限において、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成20年告示第39号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成30年告示第269号)に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) プロポーザル参加の申請に当たり提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) ふるさと納税関連業務を地方自治体との間で元請として締結した実績を有していること。

8 参加申し込み

「7 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出願います。なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けませんので留意願います。

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書(様式1)

イ 会社概要書(様式2)

ウ 業務実績書(様式3)

※類似事業を企画運営した実績についてその企画内容や成果がわかる資料を添付すること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

電子メール、持参または郵送等により提出してください。電子メールの場合、件名は「北本市ふるさと納税を核とした地域活性化業務委託プロポーザル参加申し込み」としてください。持参の場合は、事前に電話連絡してください。郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認願います。

(4) 提出期間

令和4年6月8日(水曜日)から令和4年6月20日(月曜日)までです。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に願います。

(5) 提出先

北本市市長公室シティプロモーション・広報担当

〒364-8633

埼玉県北本市本町1-111

TEL048-511-9119

E-mail: citypro@city.kitamoto.lg.jp

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、<u>令和4年6月22日(水曜日)</u>までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知します。

(7) 質問等

参加申し込み及び業務の内容等に関する質問等については、「8 参加申し込み」の「(5)提出先」のメールアドレスにおいて、 令和 4 年 6 月 21 日 (火曜日) まで受け付けます。尚、質問は参加申込者からのみ受け付けるものとし、質問等に対する回答は、令和 4 年 6 月 24 日 (金曜日) に電子メールで参加申込者全員に同じく回答します。

9 企画提案

「北本市ふるさと納税を核とした地域活性化業務委託仕様書」の業務内容を踏まえ、下記の要領で企画提案書を提出願います。なお、提出された書類は返却できません。また、提出期限内においては、企画提案書等の修正または変更は可能です。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

北本市ふるさと納税を核とした地域活性化業務委託に関する基本的な考え方を示し、「北本市ふるさと納税を核とした地域活性化業務委託仕様書」を踏まえて企画提案書を作成してください。提出する書類の規格は、A4版・横書き・文字サイズ 10.5 ポイント以上・両面印刷で 20ページ以内を原則とします。1 社 1 案として、PR したいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確に願います。提出を求めていない資料を添付するなど、過大なものにならないように注意してください。

イ 工程表(任意様式)

業務スケジュールと、企画提案者と北本市の役割分担を A4 版の自由様式にて記入してください。尚、ふるさと納税の性質上、年末に申込みが増加する傾向にあるため、事業内容の効果が最も発揮されるスケジュールを構築してください。

ウ 実施体制調書(様式4)

エ 見積書(任意様式)

A4 版で様式は自由ですが、業務名と金額(税込み)、積算内訳を記入してください。 「5 業務想定金額」に留意願います。

(2) 提出部数

ア〜ウまでを1部として整理し、企画提案者名が記載された書類一式を1部、企画提案者名が記載されていない書類一式を8部提出してください。また、エは1部提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送等で書類一式を提出してください。また、書類一式のデータを電子メールにて提出してください。

(4) 提出期限

令和4年6月24日(金曜日)から令和4年7月1日(金曜日)までです。持参は、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に願います。なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(5) 提出先

「8 参加申し込み」の「(5)提出先」と同様です。

(6) 質問等

「8 参加申し込み」の「(7) 質問等」と同様です。

10 審査方法

委託予定者の選定は、「北本市ふるさと納税を核とした地域活性化業務プロポーザル審査 委員会」の審査において、次により決定します。なお、審査は非公開とします。

(1) 1 次選定

企画提案書等の提出書類の内容により上位2社を選考します。

実施予定日:令和4年7月8日(金曜日)

1次選定の結果については、電子メールにより通知します。

(2) 2次選定

1次選定の入選者に対し、2次選定を行います。

ア 企画提案のプレゼンテーションを「11 プレゼンテーション」により行います。

- イ プレゼンテーションの内容を評価し、「北本市ふるさと納税を核とした地域活性化 業務プロポーザル審査基準」に基づき審査します。
- ウ 「北本市ふるさと納税を核とした地域活性化業務プロポーザル審査基準」の評価点 が最も高い企画提案者を、委託予定者として選定します。
- エ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、「北本市ふるさと納税を核とした地域 活性化業務プロポーザル審査委員会」の議決により、委託予定者を決定します。

(3) 審査基準

「北本市ふるさと納税を核とした地域活性化業務プロポーザル審査基準」に基づき、下 記の配点で審査します。

評価項目及び配点(計100点)

- ア 企画提案の内容 60点
- イ 実態の把握・分析 20点
- ウ 作業計画の内容 10点
- エ 業務の実施体制及び実績 5点
- オ 価格 5点

(4) 選定結果の通知

選定結果を電子メールにより通知します。なお、選定に関する異議等は一切受け付けません。

11 プレゼンテーション

(1) 実施日時(予定)

令和4年7月13日(水曜日)14時から

(2) 実施場所(予定)

北本市役所会議室

(3) 実施時間

1 企画提案者につき 25 分以内とし、概ねプレゼンテーションを 20 分以内、質疑応答を 5 分以内とします。

(4) プレゼンテーションの方法

「9 企画提案」の「(1)提出書類」に沿って、わかりやすく簡潔に説明願います。プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとします。提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めません。なお、プレゼンテーションは非公開とします。

12 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1)「7 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、「北本市ふるさと納税を核とした 地域活性化業務プロポーザル審査委員会」が失格と認めた場合
- (6) 見積書の見積金額が「5 業務想定金額」の範囲を超えている場合

13 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

14 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、 中止または取り消す場合があります。その場合においては、プロポーザルに要した経費を 北本市に請求できません。

15 契約について

プロポーザルの審査結果に基づき、北本市は決定した委託予定者と協議し、企画・提案 内容を反映した仕様書に調整した後、契約を締結します。

16 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりです。

北本市市長公室シティプロモーション・広報担当

₹364-8633

埼玉県北本市本町1-111

TEL048-511-9119

E-mail: citypro@city.kitamoto.lg.jp

17 その他

このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、北本市情報公開条例に基づき、 提出書類等を公開する場合があります。